

# 令和6年度 福島県立相馬総合高等学校

## 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校（本校舎）

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯剱字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244) 36-6231

### 1 募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名

### 2 出願資格

出願資格については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者で、（3）の①又は②の条件を満たす者とする。

- （1） 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- （2） 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- （3） ① 外国人生徒の場合  
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。  
ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和5年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。
- ② 海外帰国生徒の場合  
海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和6年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。  
ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

### 3 出願に必要な書類及び出願手続き

- （1） 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成した外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式統一4号の1）
  - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、本県所定の調査書（様式共通1号）の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。
  - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成した外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式統一4号の2）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式統一4号の3）

⑤ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……………市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……………海外生活を証明する書類（在学期間明示のもの）

⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）

(2) 上記（1）以外の者は、本校に問い合わせること。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、外国人生徒等に係る特別枠選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(5) 出願方法

① 中学校卒業後及び卒業見込の者は、上記（1）の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(6) 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(5) 出願場所

相馬総合高等学校（本校舎） 事務室

#### 4 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。

郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

#### 5 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願を取り消す者は、出願した高等学校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 6 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、作文の結果、面接の結果及び基礎学力検査の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調査書については点数化しないが、内容を精査する。作文と面接については段階評価する。基礎学力検査については点数化する。

なお、作文、面接、基礎学力検査の内容は次の通りとする。

- (1) 日本語による作文（600字以内）と個人面接
- (2) 基礎学力検査（国語・数学・英語）150点満点

## 7 学力検査等

- (1) 日 時

令和6年3月5日(火) 午前9時から  
(午前8時から8時30分までの間に受付をすること。)

- (2) 日 程

9:00            9:50 10:10            11:00 11:20            12:10            13:10            14:00 14:20

基礎学力 検査 (国語)	休	基礎学力 検査 (数学)	休	基礎学力 検査 (英語)	昼食	作文	休	面接
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	

- (3) 受付場所

相馬総合高等学校（本校舎） 昇降口

- (4) 持参物

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、下足を入れる袋

（注）携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 8 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ

等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 期 日 令和6年3月11日(月)

(4) 会 場 相馬総合高等学校(本校舎)

(5) 日 程 午前8時から午前8時30分まで受付をすること。

○基礎学力検査・作文及び面接

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55

基礎学力 検査 (国語)	休	基礎学力 検査 (数学)	休	基礎学力 検査 (英語)	昼食	作文	休	面接
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	

(6) 持参物

3月5日の検査日のものと同様とする。

(7) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

## 9 合格者発表

(1) 令和6年3月14日(木)正午以降に相馬総合高等学校(本校舎)で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 10 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書(様式共通16号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書(様式共通17号)を交付する。

一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 本要項に記載されていないことについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。